

# 初期庄園の経営

——越前国東大寺諸庄の場合——

丸 山 幸 彦

【要約】 越前国坂井郡桑原庄など、八世紀中期の東大寺の越前諸庄の経営について、従来の研究はその経営は賃租の方式によってなされているということが大前提になって進められてきている。しかし桑原庄の場合、分析素材としての桑原庄券を田使が造東大寺司へ提出した経営報告書として把握し、その報告書における年度ごとの田地および稲の動きを分析することでこの庄の経営は賃租経営という範疇でとらえられるものではなく、営田（直営）経営の範疇でとらえるべきものであることがあきらかになる。同じことが道守庄など足羽郡の東大寺諸庄でもいえるのであり、これら諸庄の開発・経営の単位となっている「所」における開発・経営では、営田方式がとられているのである。さらに坂井郡の在地豪族広耳の大規模墾田の経営も営田方式としてとらえるのであり、八世紀中期の諸庄園（初期庄園）の経営は全体として営田経営の方式をとっている、と把握してよいのである。

史林 六五卷二号 一九八二年三月

## はじめに

八世紀中期の東大寺の越前諸庄において、東大寺がいかなる形で諸庄を経営しているのか、について従来多くの研究がなされてきた。そこでは、諸庄の経営は賃租の方式でおこなわれているということが大前提にされた上で、その賃租経営には二つのこととなった形の経営がある、とされてきた。すなわち、その一つのタイプは桑原庄の経営に代表される経営のあり方であり、造東大寺司が在地農民を直接に組織する公田賃租的な性格をもった経営である。他の一つのタイプは越前

国坂井郡大領品治部公広耳寄進田（鱈田国富庄）に代表される経営のあり方であり、在地豪族が造東大寺司と在地農民との間に介在し、この在地豪族が庄田を一括賃租するという方式の経営である。

以上の考え方は岸俊男氏がそれまでの諸説を批判的に集大成する形で打ってきたものであり、以後定説としてひきつがれてきているものである。このうち、第一の桑原庄経営のあり方については一九七〇年代になってからいくつかの批判がだされてきている。すなわち、増田弘邦氏は口分田班給の乗田としての公田と、野地を開発した庄田とではその土地所有の質がまったくことなるとみなければならぬこと、造東大寺司が律令制官司であることなど行政組織の面からのみ経営を評価しているのは問題であること、などから岸説を批判し、また藤井一二氏は岸説では賃租主体と東大寺との間の賃租契約関係ならびに賃租主体と直接耕作者との関係などが十分に論証されないと批判している。<sup>③</sup>

また第二の広耳寄進田の経営についても、すでに古く吉田晶氏は東大寺支配下における広耳の一括賃租は考えがたいとしており、また一九七〇年代になって室野信男氏も吉田氏の論をうけてことなつた二つのタイプの賃租経営の存在そのものに疑問をだしている。<sup>④⑤</sup>

以上の諸批判であきらかなように、ことなつた二つのタイプの賃租経営の存在ということについて根本的な見なおしをおこなう必要がでていゝことはあきらかである。そのことをふまえて、本稿では八世紀中期の越前諸庄の経営について、二つのことなつたタイプの賃租経営という考え方が成りたちうるかどうか、さらにはこの時点の庄経営を賃租経営という範疇でとらえること自体がただしいのかどうか、に立もどつて検討をくわえてみる。

より具体的にいうと、まず第一に桑原庄について、庄券をふくめた関係文書全体の再検討をおこなうことなかで、庄券の性格を明確にさせそれにもとづいてこの庄の経営の特質を考えたい。岸氏はこの一連の庄券について「史料（庄券のこと、筆者注）はこの賃租が誰によつて、どのようにして行われたかという点については明確に示しておらないため、従来この賃租の実態をめぐつて種々の場合が考えられ」<sup>⑥</sup>てきていることを指摘する。その上で、<sup>⑦</sup>藤間氏は庄券面では一般直接

耕作者との賃租の形態のように表現されてもその実態は土地の旧所有者ないしは地方豪族との間の賃租契約にすぎず、直接耕作者の庄地にたいする結びつきはこの庄券面にはあらわれない別個のものとする見方だつて、この庄の経営は生江東人が庄田を東大寺から一括して賃租するということでおこなわれており、その経営の本質は東大寺による奴隸制的な直接経営の畸形的現象であるとしている。<sup>⑦</sup> ⑥このような藤間氏の見方にたいし岸氏は、桑原庄のおかれている情況からみて東人の一括賃租は考えられず、間接的な賃租関係を想定するのは無理であり、この庄券は東大寺と百姓（在地の豪族・農民）との直接賃租関係をしめしているものとすべきであるとして、公田賃租的経営論を打ちだした。

そして研究史上では岸氏の公田賃租的経営論が妥当とされ、したがつてこの庄券の読み方も⑥のような東大寺と百姓との賃租関係をしめすものではないとする読み方は否定され、⑤の東大寺と百姓との直接的賃租関係をしめすものとする読み方が定着している。

④⑤⑥いづれの読み方がただしいのか、は公田賃租的経営論が成りたつたか否かをふくめ、桑原庄経営のあり方全体をみるうえで、決定的な意味をもつ。にもかかわらず、従来の研究史において、④の読み方についてはそれに立脚する藤間氏説に不自然な点があるということ以外に、庄券そのものにそくしてこの読み方が成りたつたないという明確な根拠はしめされていない。また逆に⑤の読み方がただしいということも庄券にそくして証明されているとはいひ難い。その点で、④⑤どちらの読み方をとるべきかを、従来の研究史では無視されている庄券の作成目的、性格その他の検討、すなわち庄券そのものの批判的検討ということを通しておこなっていく必要がある。

第二に、東大寺の越前諸庄のうちで大きな比重をしめる天平勝宝元（七四九年）の一斉野占により成立した諸庄について、そのうちでも史料のある足羽郡諸庄の経営をとりあげ、桑原庄の庄経営との対比のなかで、その特質について分析をしていきたい。

第三に、広耳寄進田について、桑原庄庄経営についての検討の結果をふまえつつ、それとの対比のなかではたして広耳

寄進田が岸氏のいうように一括賃租という、桑原庄の經營とは異質な經營であったかどうか、すなわち庄經營におけることとなった二つのタイプの存在ということが成りたちうるかどうか、をみていきたい。そのさい、広耳寄進田關係史料の検討を桑原庄庄券との対比でおこなっていく必要があることはいうまでもない。

以上の三点の分析をおこなうことで、八世紀中期の東大寺の越前諸庄における經營のあり方について、賃租方式による經營がおこなわれているという大前提に立脚した二つのタイプの賃租經營の存在という論をのりこえた次元での新たな庄園經營像の形成に近づきうるものと考ええる。

- ① 「越前国東大寺領庄園の經營」（同氏著『日本古代政治史研究』所収）。
- ② 「八世紀における私的大土地所有と庄田經營」（『前近代史研究』一巻）。
- ③ 「初期庄園の經營構造」（『日本史研究』一九五号）。
- ④ 「東大寺領越前庄園について」（『歴史学研究』一六二号）。
- ⑤ 「初期庄園の經營と私出挙——東大寺領越前國諸庄園を中心に——」（『ヒストリア』六七号）。
- ⑥ 岸氏註①論文、三六一頁。
- ⑦ 藤間氏の論については、岸氏が前掲論文で適確に要約しているが、よりくわしくは藤間氏『日本庄園史』第二章第二節二「北陸型庄園機構の性格」を参照されたい。

## 第一章 桑原庄の經營

本章では桑原庄の經營について分析をおこなう。

最初に關係文書の整理をおこなっておく。仁平三（一五三）年四年廿九日東大寺諸庄園文書目録<sup>①</sup>には、桑原庄關係文書として、次の諸文書が記載されている。

桑原庄

一卷四枚 勝宝七年郡家田地雜物注文……………(1)

一卷二枚 勝宝八年國使解田地雜物注文……………(2)

一卷二枚 勝宝九年国使解田地雑物注文……………(3)

一卷二枚 宝字元年国使解田地雑物注文……………(4)

一卷五枚 宝字元年雑文書……………(5)

つまり仁平の時点で桑原庄関係文書は五巻に成巻されていたのであるが、その現存状況をみると次のようになる。

(1) について、大東急記念文庫蔵の文書が該当する。表題に次のようにある。

「東大寺越前国桑原庄券第一田地雑物  
坂井郡天平勝宝七年」

(2) について、東大寺成巻文書号外③が該当する。表題に次のようにある。

「東大寺越前国桑原庄券第二田地雑物 天平勝宝八年」

(3) について、東大寺成巻文書号外④が該当する。表題に次のようにある。

「東大寺越前国桑原庄券第三田地雑物 天平勝宝九年」

(4) について、東南院文書第三櫃第十一巻⑤が該当する。表題について、大日本古文書の編者は「東大寺越前国桑原(庄所雑物)田地□□天平宝字元年」としている。しかし、奥田尚氏が指摘しているように、⑥次のようにすべきである。

「東大寺越前国桑原(庄券第四)田地□□天平宝字元年」

(5) について、東南院文書第三櫃第十二巻⑦が該当する。表題に次のようにある。

「東大寺越前国桑原庄券雑文書五通 天平宝元二」

以上であきらかなように、仁平時点で成巻された五巻の関係文書はすべて現存するのであり、さらにこの仁平文書目録に記載されていない桑原庄関係文書として、天平勝宝七(七五五)歳三月九日越前国司判⑧がある。分析にさいし、これら文書を一連のものとしてきりはなすことなく全体的にとらえていく必要がある。

この五巻のうち四巻をしめる桑原庄券第一〜第四は天平勝宝六(七五四)年度、七年度、八年度、九年度の連続する各年

第一表

年度 (天平勝宝)	①前年度来 既耕田	②当年度 開発田	③年度末既耕 田(①+②)	④当年度 荒田	⑤当年度 荒廢田
6	9町	23町	32町	9町	0
7	32	0	32	32	0
8	32	10	42	32	9.7
9	32.3	4.9	37.2	32.3	4.9

度について桑原庄田使が造東大寺司に提出した経営報告書である。この庄券をめぐる従来の研究では次の二点で不十分さがある。その第一は、庄券四枚は四年間にわたり連年だされているものでありきりはなすことなく統一的にみているが、この点について十分留意されているとはいいたくないことである。つまり一枚一枚の庄券がそれぞれ単独であつたかわれ、相互の関連性や四庄券全体としての記載の特質などについてのほり下げが十分ではないのである。その第二は田使がこの庄券をどのような目的で作成しているのかについてのほり下げがなされていないことである。のちにものべるように、庄券面に虚偽記載と考えられる部分のあることは研究史の上でもあきらかにされているのであり、それをふまえれば田使が何を目的として庄券を作成しているかをふくめた庄券そのものについてのほり下げの必要性がうかがはれてくるはずであるが、それがなされていないのである。以上の二点のために、庄券を庄園における経営の実態を反映しているものではないとみるか（藤間説<sup>⑩</sup>）、田使が農民を賃租という形で組織している状況をそのまましめすとみるか（岸説<sup>⑪</sup>）、についても明確な答がでていないのである。

以下、そのような庄券分析の問題点をふまえて、第一に庄田の面積変動を手がかりに田使の作成する庄券の性格をあきらかにし、第二に以上の庄券の性格をふまえて収穫稲の年度毎の変動をてがかりに庄経営の実態の一端をあきらかにしていきたい。

まず第一の庄券の性格について、庄券面における庄田面積の変動を年次ごとに整理したのが第一表である。この第一表上の庄田面積の変動を年度ごとの連続したものとしてとらえたさい、次の三点について作れないし疑点を感じる。

①新規開田がおこなわれているにもかかわらず、七年度から九年度にかけての荒田面積（地子を収納できる現開田面積）がほとんど不変であり、そこに作爲が感じられること、②八年度

から九年度にかけての荒廢田の処理に不自然さがあること、すなわち八年度末には年度当初に売田にだされた三二町から地子がきちんと入っており、八年度の年度途中における荒廢（耕作放棄）はなかったとみなければならぬ。ところが翌九年度の年度当初には九町七段が荒廢田として処理されており、八年度末に計画的な荒廢化という措置がとられるという不自然な事態がおこっている、とせざるをえないこと、③八年度、九年度において、当年度開発田と当年度荒廢田の面積が基本的に一致しており②の計画的な荒廢化という措置との関連で作為を感じさせること。

研究史の上ではここにかかげた作為ないし疑点をめぐって、すでに奥田尚、増田弘邦兩氏がとりあげてそれぞれ独自の論を展開している。まず奥田氏は②に着目した<sup>④</sup>。氏はこの九町七反が勝宝八年度に耕作されており、翌九年度にそれが八年度荒廢とされているところから勝宝八年の農作期を終えた後、計画的に九町七反を荒地としたと考えるほかはないとし、このことからこの九町七反がまとまった大面積を一単位とする賃租関係にあったことを示唆するとしている。増田氏は①に着目した<sup>⑤</sup>。氏は売田面積が七〇九年度はほとんど不変であることの理由について、現地で開発・経営にあたった田使（曾祢連乙麻呂）が独断専行をおこなない、庄経営を積極的に発展させなかつたためであるとしている。より具体的には田使は私腹をこやすためやりもしない開発をおこなったという虚偽記載をおこなっている、としている。

兩氏とも重要な指摘をしているのであるが問題はそれが個々にきりはなされて論じられ①③全体のなかに位置づけられていないところにある。そこで兩氏がとりあげていない③をとりあげ、それとの関連で兩氏の論についてさらにほり下げてみる。

まず①③の関連について、開発がおこなわれているにもかかわらず七年度以降の売田面積が一定しているのは、八・九両年度において開発田とまったく同面積かあるいは非常に近似した面積の荒廢田が記載されているゆえである。具体的に八年度についてみる。この年度、荒廢田は九町七段、新開田は一〇町、となっている（第一表）。まず、新開田面積と荒廢田面積がまったく同一ではないがきわめて近似していることに注意したい。次に注意されるのが荒廢田の田品である。八

第二表

	勝宝6年	勝宝7年	勝宝8年	勝宝9年
町別80束	9町	12町	12町	12町
町別60束	0	20	20	20.3
計	9	32	32	32.3

年度庄券に「荒九町七段七段七本開」と朱註されているように本主大伴氏開田がその大半をしめている。この本主開田の田品について、年度ごとの売田の田品分布は第二表のようになってゐる。六年度の九町が本主開田であり、これは町別八〇束になっており、それは七、八両年度でも変化はなかつたとみてよい。つまり八年度末の荒廢田の大部分をしめる本主開田は田品の高い八〇束分の田地なのである。つまり八年度の場合田品の高い町別八〇束の田地一二町のうち少くとも九町は荒廢し、田品の低い町別六〇束の田地は全体として二〇町あるにもかかわらず七段が荒廢したかあるいはまったく荒廢しなかつたか（荒廢田九町七反のうち七反の田品は不明である）、ということになる。

一般的にいて、同一年度において新たに開發された田地とほとんど同量の既耕田の荒廢があり、しかもその荒廢が地味の良い田地で集中しておく、ということは現実的にありえないのではない。そのことからいって八・九両年度の新開田、荒廢田記載には何らかの作為がある、といわざるをえない。増田氏はこの作為について、九町七反が荒廢し地子がえられなかつたことを一〇町の新開をおこなつたことにしてその開田功稍で欠損をうめ、かつその差額分を着服したという操作の結果としてとらえている。おこなわれもしない新開が一〇町記載されているという氏の指摘はただししい。ただ、氏がこれを八年度単年度の問題としてとらえていること、および九町七反の荒廢は現実におこっていることとみなしていること、についてはしがたがいない。新開田の存在が現実のものではないとすれば、それと同量の荒廢田の存在も現実のものではないとするのが妥当であろう。しかも八年度でおこなわれたと基本的な同じことが翌九年度でもなされているのである。そのことからいって庄券上の操作は、単年度ではなく複年度でおこなわれているものであること、庄の収支がアンバランスになり田使がそれをごまかすために、おこなわれもしない新開、おきていない完全荒廢を庄券上に記載し、表面的なつじつまあわせをするためにおこなわれているものであること、は確認できると考へる。



次に②③の関連について、奥田氏が九町七反は八年末に計画的に荒地にされたとしているのは、八・九両年度の庄券を連続してとらえるという観点にたてば、ただし。しかし、氏の場合この九町七反の荒廢記載が一〇町の新開記載と密接に結びついてあらわれていることの重要性を見おとしている。中田で町別八〇束を収納している田がその大半をしめている九町七反を農作終了後に一挙に荒廢田にしていること、九年度についても九町七反の荒廢化のかわりに八年度の新開一〇町を売田にだし、しかも第二表にしめされるように八年度にその大半が荒廢化したはずの地子町別八〇束の田地が八年度とまったく同面積売田にだされていること、はいづれをとっても不自然であり、現実におこっているとは考えられない。つまり、いづれも庄券面上での机上操作とみざるをえない。その点で九町七反の荒廢を現実におこったこととし、それをふまえて大面積を一単位とする賃租関係が桑原庄に現実存在するとしている奥田氏の論は根本的に考えなおす必要がある。<sup>⑭</sup>

以上増田、奥田両氏の論のほり下げを通じてあきらかになった八・九両年度の記載内容についてまとめておきたい。まず第一に、両氏ともに疑っていない八年度の九町七反の荒廢について、現実はこの荒廢がおこったとは考えられない。これは同年度の新開田記載と同様に机上操作で生みだされた荒廢とみるべきである。翌九年度の四町九反の荒廢についてはそれ自体ではさほどの不自然さはないが決定的なのは九年度の開墾田が四町九反と荒廢田と同一面積になっていることであり、これも机上操作による虚偽記載とみたい。第二に、勝宝九年秋に庄の荒廢化の進行の指摘と溝建設による根本的な庄田改造という問題が提起されていること<sup>⑮</sup>にしめされるように、八・九両年度とも、大伴氏からひきついだ田地、六年度に開墾した田地の両者をふくめた全体的な庄田荒廢化が進行していたと考えられる。このようななかで八・九両年度に記載されているような新開がおこなわれていたとは考えられない。荒廢田記載が机上操作であることと同じく虚偽に記載されたもの、とすべきである。

第三に、荒廢田および新開田の記載は密接に関連させられておこなわれている。具体的にいうと、庄田荒廢の進行のな

かで田使は八年度において二つの方向でそれをきりぬけようとした。その一つは当年度の新開田、荒廢田の面積を非常に近似したものにしようという虚偽記載をおこなうことである。これにより売田面積を動かすことなく町当り一〇〇束の開発營料をうかすことができ、それを荒廢の進行のなかで増大している地子などの未収分の補填に計算上でまわすことができる。他の一つが増田氏も指摘している上納分へのくいこみ、すなわち上納の一部ないし全部の停止である。さらに九年度の場合も開発田、新開田の同面積記載がおこなわれており、また上納の停止もおこなわれている。つまり、八年度と基本的に同じ情況なのである。

以上の第一〜第三であきらかなように、八・九両年度の場合、庄の荒廢化の進行による未進の発生を年度末の庄券上における机上操作で粉飾しようとしているのである。

以上の庄券の性格についての分析をふまえて、庄券と東大寺が耕作農民を組織するそのあり方を直接に反映しているものとして把握する説(岸氏)と、反映していないものとして把握する説(藤間氏)との対立の問題にたしかえる。前者の説の根拠は各庄券面で庄田からの収入が地子で計算されていることについて、それを田使が庄田の耕作者を組織するさいの方式としてとらえたことにある。しかし、いままでみてきたような庄經營のゆきづまりを数字の操作でごまかしうるということは、地子は田使が耕作農民から上ってきた収穫稲のなかから造東大寺司へ上納すべき責任量であったことを意味するものと考ええる。そうでなければ、耕作農民からの収穫稲の減少がおこった場合、その責任上納分を確保できなくなつた田使がありもしない田地の完全荒廢や新規開発という項目を作為することで造東大寺司への総上納額を減少させるというような操作をすることはできなかったはずである。つまり、庄券面上の地子は田使の造東大寺司への上納分をしめすものであり、耕作農民の田使への上納分をしめすものではないのである。したがって田使が造東大寺司に上納すべき地子分を確保するために耕作農民をいかなる方式で組織しているのかはこの庄券面上には直接にはあらわれていない、とすべきであろう。前者の説の欠陥は庄券の以上のような位置づけを十分に把握していなかったために、結果として庄券面上の地

第三表

		勝宝6年	勝宝7年	勝宝8年	勝宝9年
年度当初 庄内稲	東人投入稲	4,708東	3,130	0	0
	前年度庄内残稲	0	1,085.4	6,069.4	5,069.4
	小計 ①	4,708	4,215.4	6,069.4	5,069.4
年度末 売田佃 租稲	佃	720	2,160	2,160	2,178
	租	135	480	480	484.5
	小計 ②	855	2,640	2,640	2,662.5
庄内年間 支出	開田功稲	2,300	0	1,000	490
	雑支出	2,177.6	786	0	98
	小計 ③	4,477.6	786	1,000	588
上納分 (春米)	④	0	0	2,640	(未確定)
年度末 庄内残稲	(①+②)- (③+④)	1,085.4	6,069.4	5,069.4	(7,143.9) -④

子は耕作農民が田使に上納するものとして把握してしまつたところにある。このように前者の説が成りたないとするならば、後者の藤間説すなわち庄券は庄経営の実態をそのまま反映してゐるのではないとする説がただしいものとして浮びあがってくる。ただ藤間説の欠陥は造東大寺司と在地豪族との間に一括賃租關係を想定したことにある。庄券面には耕作農民の組織のされ方が直接的には記されていないことは藤間氏の指摘の通りであるが、それは在地豪族が一括賃租しているからそうなるのではなく、田使が耕作農民の組織のあり方を捨象して庄田全体としての収支を造東大寺司に報告しているからそうなる、とみるべきである。

ただ、以上のようにいうことは、桑原庄において庄田耕作に農民がいかなる形で組織されていたかをこの庄券からはまったくあきらかにしえないということの意味するものではない。以下、庄券面上の稲の動き(第三巻)を追うということをしてがかりに、田使がいかなる方式で農民を耕作に組織していたか、について解明したい。

第三表のうち、まず注意したいのは勝宝七年度である。この年は新規開田がなく既耕田の経営のみになっている。その点で既耕田経営がいかにおこなわれているかをみる良いてがかりになるはずである。すなわち、勝宝七年度春には前年度残稲に東人投入の稲がぐわえられ四二〇〇東余の稲が準備されている。そしてこの年度の支出、すなわち春以降秋収にいたるまでの期間に要した費用は開墾がおこなわれておらずしたがって開田功稲の必要がないから雑用稲の七八〇東余のみで

ある。そうなると四二〇〇余束から七八〇余束をさしひいた三四〇〇余束は一体何にもちいられたのが問題になる。もし年間必要支出が雑用稲のみであるなら前年度残稲のみでまにあう。にもかかわらず春時東人の稲が大量に投入され全体として四二〇〇束の稲が準備されているのである。そのようにみれば、雑用稲をのぞいた三四〇〇余束は不必要な浮いた稲ではなく、いいかえれば倉につまれたままに終わった稲ではなく、この年度の春ないし夏に何かの費用に支出され秋に地子とともに倉にもどった稲とみなす以外になくなる。この費用の内容であるが既耕田三二町を耕作する農民たちに農料<sup>11</sup>營料としてかじだされたものとみるのが妥当であろう。つまり勝宝七年度の場合三二町の既耕田を維持していくために年度当初に三四〇〇束は最低必要であったということである。これは既耕田一町当りほぼ一〇五束ということであり、この数字は弘仁公營田、近江国愛智庄庄佃、といった九世紀において營田經營の方式をとっている經營の營料が町別一〇〇〇〜一二〇束であるのとほぼ同一の数字であることに注意したい。

以上の勝宝七年度の稲の動きの解釈がただしいとするならば、ここでおこなわれている經營のあり方、すなわち田使が耕作農民を組織するそのあり方は、耕作者がみづから營料を準備し秋時に地子を田使に上納するという經營（一般的に賃租經營といわれている）とはまったくことなつた異質の經營すなわち田使が營料を準備しそれを投入して耕作農民を組織するという經營（一般的に營田經營といわれている）として把握せざるをえないことはあきらからである。問題は勝宝七年度以外の年度でこの見方が成りたちうるか否かである。以下第三表にそくして、それをみていきたい。

### 1 勝宝六年度

東大寺は勝宝六年度に大伴氏より、内部に既耕田をふくんだ一〇〇町の地を買得する。東大寺の庄園になつた初年度の勝宝六年には初年度ということもあり、營料、大規模な開発のための費用、および庄經營遂行のための諸設備を確保するための庄内雑用稲、を大量に必要としたが、それには東人の投入した稲四七〇〇束がもちいられる。<sup>12</sup>そしてこの年度の秋取時には売田にだされた九町分の租と地子が確保されるが、それは上納されることなく次年度營料として庄内に留保され

る。

## 2 勝宝七年度

この年度は前年度の開発の成果があつて、売田は三二町に増加している。そのために前年度残稲のみでは営料が不足するのであり、年度当初に再び東人の稲が投入される。しかしこの投入された東人の稲と先年度残稲とをあわせた四二〇〇束余では三二町に達していた庄田を維持していくだけで精一杯であり、開田功稲を支出する余裕はなかったらしい。そのためこの年度は開発がまったくおこなわれていない。そして秋収時には、年度当初に投入された営料の回収と租・地子分の確保とおこなわれる。その結果田使のもとに六〇〇束余の稲が確保されたが、勝宝六年度と同様に租・地子の上納はなされていない。これだけの収穫があれば、次年度の予定売田数三二町の営料三三〇〇〜三四〇〇束を確保しても、租・地子分の一部は上納できるはずである<sup>⑧</sup>。しかるに上納されていないのは、立庄後間もないということである。営田経営を安定的におこなうだけの庄内蓄稲を優先させることが認められた結果であると考えたい。

## 3 勝宝八年度

勝宝六・七兩年度は庄の創設期ということで、東人の稲が計七八〇束余庄外から投入され、またこの兩年度の地子・租は上納されることなく庄内に留保される。このようななかで新開田の増加、それのみあう耕作営料の庄内蓄積、という庄経営の安定・発展のための基盤づくりはいちおう完成したとしてよい。その結果が、この八年度当初における既耕田面積三二町、開発・耕作営料六〇〇束、の存在ということであらわれている。つまり、立庄三年目にして外部からの稲にたよることなく、庄内蓄積稲のみで開発・耕作営料をまかないという体制ができたのである。そしてそれのみあつて、秋収時にはじめて租分と地子分の上納がなされる。

しかし、このように外面的には庄経営は軌道にのったようにみえるが、実際上は庄全体の荒廢化がすでに明確にあらわれはじめている。この八年度から翌九年度にかけて、庄券面上での不自然な操作および上納分の未進がおこなわれたこと

はすでにみた通りである。おそらくこれは立庄初年度の勝宝六年における急激な耕地拡大にきわめて無理があり（のちに溝の大規模改修が意図されているところからみて、水利系統に無理な負担がかかったのであろう）、それが六年度新開田のみならず大伴氏以来の田地にも否定的な影響をおよぼし庄全体の収量低下をまねいているのであり、それを糊塗するための操作であったとしてよからう。その収量低下の程度であるが、九町七反の荒廢という庄券面での記載をてがかりに推定してみると、九町七反から上納さるべき租と地子はほぼ九一〇束であり、それに投入された営料は一〇二〇束ほどである。つまり両者の合計一九〇〇束余がこの年度の庄全体でおこった減収分であったのではないかと考える。田使（曾祢乙麻呂）はこの減収分を庄券上の荒廢田・新開田同面積記載という虚偽記載で一〇〇〇束、上納分の一部未進で九〇〇束余をうかすことでカバーし、なんとか次年度営料分五〇〇〇束余を確保しているのであろう。

#### 4 勝宝九年度

勝宝六～八年度の庄の年間収支決算は、年のあけた二月に庄券作成という形でおこなわれている。ところが、この勝宝九（宝字元）年度の場合、年内の一月つまり耕作農民からの収納完了直後に庄券が作成されている。しかも、庄券には造東大寺司への上納が記されていない。つまりその年度の上納がすんでいない時点で「仮報告」という異例の形をとっている。収納状況についてみると、荒廢・新開ともに四町九反になっている。この年度の場合も、おそらく四町九反程度の減収があり、それを第一に庄券面における荒廢田と新開田の同面積記載により、第二に「依負百姓逃走、進其価自使曾祢連乙万呂身」とあるように田使自身の負担により補填しているものとみてよいのである。

そしてこの一二月をもって、乙万呂は桑原庄から姿をけす。勝宝八・九両年度の庄経営の不振の責任をとわれ、減収分の一部を負担させられたうえで田使を解任されたのであろう。そして乙万呂解任ののちの処理をおこなっているのが安都雄足と生江東人である。雄足はまず九年度の租・地子の上納をなす必要があった。上納は庄に集積されている七一〇〇束の稲のうちからなされるものであり、次年度営料を控除しても、上納分に必要な量は存在するはずであった。ところが、

一二月になって雄足は解を造東大寺司におくり、「今年秋節雨風頻起、所佃之田、悉皆萎枯、收穫之稻、雖有數員、不慥其実、一束春米四升以下三升以上矣、仍不便春拵<sup>㉑</sup>」として上納にたえられない情況になっていることを報告している。表面的にみると、この年度は四町九反分の荒廢を計上することで庄の収支がとにもかくにもつりあっており、九町八反の荒廢を計上した前年度にくらべ荒廢化に一定の歯どめがかかったようにみえる。しかし現実はそのようではなく、荒廢化はむしろ庄域全体に広がり、収納稻の品質がおちこむという形であらわれているのである。つまり、営料を投入し開発・耕作を組織しても、耕田の荒廢化が進行し十分な收穫はあげられず、投入された東人私稻をくいつぶしつつ縮少再生産が進むという情況がぬきさしならないところに来てきている、ということであろう。

雄足は上掲の解で、この九年度の荒廢情況を秋の雨風という一時的要因にいちおうは帰している。しかし問題はそのような単純なものではなく、庄成立以来の庄田のあり方に根ざした構造的な荒廢化であることに気づいていたとみてよい。九年度の庄券のだされたのと同じ日付で、雄足は東人との連署で、溝の大規模造成を柱とした根本的な庄の再編計画を提出している。<sup>㉒</sup>これは溝が十分に機能しないことにもとづく庄全域での荒廢の進行に庄の根本的な欠陥を認めた二人の庄再建策であったとしてよからう。

##### 5 宝字二年以降

宝字二年以降の桑原庄の動向はまったく不明である。<sup>㉓</sup>もし雄足らの再建が成功したのであれば、桑原庄についての何らかの記録が残ってよさそうである。そうでないところからみて、再建は失敗し、庄は短期間に完全に荒廢してしまったとみてよいものと考ええる。つまり、東人私稻を七〇〇〇束も投入させて庄の開発・耕作をおこなったが、結局それのみあう收穫量を確保することができぬままに終わってしまった、ということであろう。

以上の勝宝六年度から宝字二年度にかけての動向をふまえて、桑原庄経営についてまとめてみる。まず桑原庄経営は、造東大寺司―田使―耕作農民という形での組織がなされ、そのうち田使は耕作農民の組織化の中心にすわるとともに、庄

田の地子分と租分とを最低限確保して上納する義務を負っている。そして桑原庄庄券とは各年度ごとに田使が地子分・租分確保の情況について造東大寺司に報告した文書である。このような庄券を一連のものとしてとらえることで桑原庄の經營が外部からの大量の現稲投入にもかかわらず順調にいったいないこと、そのことが庄券面の虚偽記載による収量低下のつじつま合せ、上納分の未納といった形であらわれること、があきらかになる。さらに以上の庄券の性格からみて、耕作農民がいかなる形で庄田耕作に組織されているかは直接的には庄券面上にはしめされていないものの、大量の現稲が田使のもとに確保されていること、その現稲が春に庄田耕作農民に投入され、秋收時に租・地子分とともに回収されているとみてよいこと、からみて田使の責任のもとでおこなわれている現実の庄經營は、一般的にいわれている賃租經營ではなく、田主側が営料を準備する営田經營の範疇でとらえるべきものと考ええる。もちろん、庄券が直接的には田使の耕作農民の組織のあり方をしめしているのではない以上、田使がすべての庄田耕作農民を営田方式で動員しているとは確認できないのであり、営料をうけず自力で庄田耕作をおこなう農民の存在を想定することも可能である。しかし勝宝七年度のケースで町別ほば一〇五束の現稲が準備されていること、かつ九世紀の営田經營（公営田・元慶官田など）の町別営料が一〇〇〜一二〇束であることからみて、個々のケースは別として、全体的に田使は営田經營の体制をとっていたとしてよいものと考ええる。

- ① 『平安遺文』六一二七八三。
- ② 『寧楽遺文』中巻經濟編上、六九〇頁。
- ③ 『大日本古文书東大寺文書之九』号外一。
- ④ 『大日本古文书東大寺文書之九』号外二。
- ⑤ 『大日本古文书東大寺文書之二』五〇〇。
- ⑥ 『越前國桑原庄券をめぐる二・三の問題』（『日本歴史』二九五号）。
- ⑦ 『大日本古文书東大寺文書之二』五〇一。
- ⑧ 『大日本古文书編年文書』四一四九頁。大伴氏から東大寺への土地の売却の確認文書。
- ⑨ はじめに註の著書参照。
- ⑩ はじめに註①論文参照。
- ⑪ 第一表について、九年度（庄券第四）には欠字がおおいが、その復元は奥田氏論文（本章註⑤）にしたがった。また、八年度については、記載数字にくいちがいのある部分もあるが、これについても奥田氏論文にもとづき処理をした。
- ⑫ 本章註⑥論文。



⑬ はじめに註⑫論文。

⑭ この点について、かつて筆者自身がこの奥田氏の論にもとづき、五〇〇〇東の蓄積された現稲は大面積の経営単位ごとに投入され、それを営料として大規模分割経営がおこなわれていたとした(拙稿「初期庄園の形成と展開」第一章、『日本史研究』一六四号)。しかし大面積の経営単位ということは、この九町七反の荒廃が作為のなかで生れたものである以上、このことからみちびきだすのは誤りであった。

⑮ 本章註⑫参照。

⑯ 東人の稲三二三〇東が勝宝七年度のどの時点で投入されているかは明記されていない。しかし、その年度の経営に必要であるから投入されたのであり、その点で春時すなわち耕作のはじまる前の一〜三月段階で投入されたとみる以外はない。

⑰ この東人の投入した稲について原秀三郎氏は東人があづかる官稲、那稲あるいは造東大寺司の営農費用の一部を東人の責任で支出したものとされる(同氏「律令國家と地方豪族」同氏著『日本古代國家史研究』二二七頁)。しかしもし官稲、那稲などが投入されているのなら、九世紀の公營田、官田の例からみても返却が何らかの形でなされるはずであるが、庄券面からみて返却の形跡がまったくみられないのであり、その点からいって、この稲は東人の私稲であったとした方が妥当と考える。

## 第二章 足羽郡諸庄の経営

以上、公田賃租的経営とはまったくことなつた経営方式をとるものとして桑原庄経営をとらえなおしてみた。次に問題になるのはそれ以外の東大寺諸庄の経営のあり方いかんである。具体的にいうと、勝宝元(七四九)年の一斉野占で成立し

⑬ 三三町の租、地子の分は三三四〇東(一二町×八〇東(地子) + 一五条(租)) + 十二〇町×六〇東(地子) + 一五東(租))である。そのうち二六〇〇東ほどの上納は可能なはずである(六〇〇〇東 + 三四〇〇東)。

⑭ 租・地子については、九町を中田、七反を下田として計算するとほぼ九一〇東になる。そして営料は町別一〇五東として計算するとほぼ一〇二〇東になる。

⑮ 第四庄券、本章註⑤。

⑰ 天平宝字元年十二月廿三日越前国使等解(『大日本古文书東大寺文书之二』五〇一)。

⑱ 天平宝字元年十一月十二日越前国使等解(『大日本古文书東大寺文书之二』五〇一)。

⑲ 現存の史料によると、桑原庄関係文書の最後のものは天平宝字二年三月二日越前国司等解(『大日本古文书東大寺文书之二』五〇五)である。この文書は官物勘受に関する簡単な文書であり、内容的には不明なところがあるが、前年宝字元年(勝宝九年)度の処理に関する文書とみてよいものと考ええる。そして、この文書以降桑原庄に関する文書はまったくあらわれなくなる。

⑳ 田使と耕作農民との間に現実の経営の単位として「所」が存在すると考えられるが、これについては次章で分析する。

たいわゆる物券記載諸庄、および坂井郡の広耳寄進墾田、での経営のあり方はいかなるものであるかということである。後者については次章でみることにして前者について、道守、栗川など足羽郡にある諸庄をとりあげて桑原庄の庄経営との対比でみていきたい。

東大院文書中にある一連の初期庄園関係文書<sup>①</sup>中には足羽郡諸庄の経営のあり方をしめす史料はない。ただ、正倉院文書中にある宝字二（七五八）年から四年にかけての一連の文書（造石山寺所関係の紙背文書）がこれら諸庄の経営の一端をしめすものとして研究史上注目され、分析がおこなわれてきている。とくに焦点になっているのは、「所」または「人名＋所」についてであり、近時では室野信男、松原弘宣、藤井一二諸氏の分析がある。諸氏はこの一連の文書にあらわれる秦広人所、倭画師池守所、などについて、耕作農民より地子稲を収納する賃租経営の主体としてとらえ、さらにこれら「所」の複数を統轄する「産業所」ないし「庄所」が存在する、としている。

諸氏が「所」は請負的経営の主体であり、かつ「所」を単位に庄園の経営がおこなわれているとしているのは、ただしと考える。ただ諸氏が、この一連の史料を八世紀中期の初期庄園における経営形態は賃租経営であるという通説的前提にたって「所」を単位にした経営も賃租方式であるという角度から一貫して把握しようとしていることは疑問である。結論的にいうと、いままでみてきた桑原庄の経営とまったく同様な経営がここでもおこなわれていた、とすべきである。以下その観点から宝字三（七五九）年四月八日生江息嶋解<sup>②</sup>を中心的な素材に、この一連の史料の見なおしを、第一に「所」における経営の内容およびそのような内容に規制される「所」の性格について、第二に「所」と庄園全体との関連についての二点からおこなっていききたい。

① 生江息嶋解 申人々所物勘事

一 秦廣人所勘物参仵佰柒拾束老把肆分見受稻参仵佰参拾参束

代物板屋一間長一丈三尺  
広七尺 直稻式拾束

確式要直稻八束種耆隻長一丈四尺  
要別四束種耆隻長二尺五寸 直稻玖束耆把肆分

① 廣人、去年米耆拾表、此者稻稅盡入且申支

② 一 借貸稻式佰束給支之利百束、御書無不勘

一 倭畫師池守所物勘受稻式仟耆拾耆束、見受、但御畫無稻員不知、

自余人未進上

天平字字三年四月八日生江臣息嶋

更解

池守所稱愚 蒔種取十斤、粃七斗二升得、以春十一斤、米得四斗五升、初斤縣

佃玖町

まず第一の問題について、この息嶋解にあらわれる広人所、池守所など「所」にそくして具体的にみていきたい。

池 守 所

史料の③項で二一一束の稲が勘ぜられている。このこととの関連で桑原庄券勝宝九年度(第四庄券)には三個の倉(その性格については後述)に蓄積された稲が記されていることに注意したい。この勝宝九年度の稲はすでにみたように他の年度にくらべやや異例であり、租・地子としてその年度に上納すべき分と次年度の営料にまわすべき分との両者をふくんでいた。池守所の二一一束もこれと同様に、そのなかに当年度租・地子分と次年度営料とをふくんだ稲、秋收時に耕作農民が納めた稲全体とみるべきものと考ええる。それは史料末尾の「更解」に池守所について「蒔種取」と「以春」とがあらわれていることで裏づけられる。すなわち、前者が粃の形にされ次年度営料にまわされるもの、後者が桑原庄で「春米」が東大寺への上納分であったことからみても租・地子分とみてよく、「更解」は宝字二年度勘受稲を三年春に「以春」(宝字二年度租・地子分)と「蒔種取」(三年度営料)とに区分した段階で、二年度收穫稲(勘受稲)の品質の予想

外の悪さがあきらかになつたという意味のことを記しているのである。

さらにそのようにみた場合、「更解」に「佃九町」とあるのも注意される。結論的にいって、これは池守所内の宝字二年度売田面積をさすものと考ええる。その理由であるが、池守所の売田面積を九町と仮定し、桑原庄の経営における支出の計算式を適用すると、勘受稲二一一束、「以春」八五五束（宝字二年度の租・地子分、中田地子を基準にして九町×九五束）＋「蒔種取」一二五六束（翌三年に耕作農民に営料として支出すべき稲が九四五束〔これは桑原庄における投入営料が町別約一〇五束であつたことから求めた〕と同じく翌三年度に営料以外に「所」全体として必要とする開発費をふくめた雑費三一一束とを合計したもの）、というあまり無理のない計算式が成りたちうるからである。

このように池守所は営田方式にもとづいて経営がなされている一個の経営単位であり、その内部には既耕田九町がふくまれているものとして把握しうる。それと関連して、次の史料もみておきたい。<sup>⑥</sup>

謹解 申乞納未上稲事

合三百十六束六把

見定七十五束

未二百卅一束六把

右稲、民身中且乞納并未令乞上耳、具状、謹以解、

宝字四年三月廿日

畫師池守

これは上掲史料の一年後に作成されたものであり、宝字三年度の池守所の収支計算の一端をしめしたものとみてよからう。内容は三一六束が上納さるべきところ手もとは七五束のみがあり、残り二四一束は「民身中」にあるというものである。その意味するところは、宝字三年度池守所において営料分および租・地子分の未収が発生し、決算時にそれにと

もなう上納分の不足が三一六束であることが確定し、そのうちの七五束は上納しうるが残り未回収のまま耕作農民の負債になっているということであろう。つまり宝字二年度では収穫稲の品質の悪さが問題になり、ひきつづいて三年度には未進が生ずるといふ、桑原庄の経営がそうであったように、池守所の経営も安定的ではなかったのである。

#### 広 人 所

史料の④項にみられる「見受稲」は池守所における「勘受稲」すなわち宝字二年度の広人所の収納稲に該当するものである。そして池守所を基準にするならば、広人所の宝字二年度の売田面積はおよそ一四、二町ということになる。<sup>⑦</sup>また⑤項について、④項との関連からみて次の⑥項とともに広人所についての項目である。やや難解であるが、この⑥項について池守所のあり方と対比させつつその意味を考えてみる。まず「去年米」について、これは前年度すなわち宝字元年度の米をさす。つまり、宝字二年度の広人所の収支決算に際し、宝字元年度の米のことがとりあげられ、それを「稲税尽入」すなわち「稲税」にすべて入れた、としているのである。「稲税」の意味がはっきりしないが、池守所の場合と合せ考えると、広人所においても宝字元年度に未進が発生していること、その未進はいちおう翌二年度に解消され、米十俵を「稲税」(前年度に国衙ないし造東大寺司に出すべき分の意味であろう)に補填したこと、をしめすものとしてよいであろう。以上の推測がただしとするならば、この⑥項から広人所も池守所と同様にその経営は安定したものでなかった、ということがいえるのである。

さらに⑦項について、この「借貸稲」についてはいかに把握すべきか、さまざまな論議があるが、室野氏の主張のように造東大寺司が広人に借しだしたもの(形のうえで)であり、それを広人が出挙運営しているものとみるべきであろう。それはさらにいうと、営田経営のサイクル(営田主は営料を準備して耕作を組織し、収穫時に租・地子分を取得しかつ営料をも回収し次年度営料にまわすというサイクル)とならんで、現地の庄経営責任者に借貸という形で稲をあたえそれを出挙運用せしめるサイクルも存在しそれが⑦項にあらわれている、ということである。<sup>⑧</sup>

勝部鳥所

上掲の息嶋解にはあらわれていないが、「所」の一つの側面をしめすものとして、勝部鳥所についてみておきたい。

（前略）

勝部鳥 収納種四百束

右、件種与商布直并合而、音太郎鳥万呂与生江息嶋春料頗分付、但白米五十石、敦賀津進料一千二百束、又其漕送功割用額種一百五十束、又鳥申倉著虚納状、先日申給已訖、仍推問宣被命問志加婆頗新田買、頗未進申支、仍如此報申已訖、茲息嶋後年勘日記、更床足之所無束把、

（中略）

天平宝字四年三月廿一日道守徳太理<sup>①</sup>

徳太理（床足）は息嶋と同様に足羽郡の在地豪族であり、息嶋とならんで足羽郡諸庄における田使的な経営責任者としての役割をはたしているもの、とみてよいものと考ええる。さらに、勝部鳥の収納種というのは、この文書自体が宝字四年三月にだされているところからみて、鳥が三年度分として上納した種であるとみてよい。以上のことをふまえて、文書の傍線部分に注目したい。ここでは勝部鳥所の収納倉が虚納の状態になっていることが問題にされている。そして、そのような事態のおこった原因として、新田の買い入れ費用の多さと未進の発生との二点をあげていることからみて、虚納とは形の上では収納がなされているようにみせかけられているが、事実上それに見あうだけの現種が確保できていないという事態をさすものと考ええる。このような虚納については、先にみた桑原庄の場合であきらかなように、数字操作などである程度までのごまかしうるし、勝部鳥もそれをおこなったらしい。しかし宝字四年春に三年度分四百束を上納したところでもうしても四年度営料が確保できなくなるといふ事態がおこったのであろう、不審におもった息嶋らの尋問でそのごまかしがあかるみにでた、というのが史料傍線部分の意味である。つまり、勝部鳥所でも営料を投入しての開発・耕作は順調

にいかず、また新田の買入れもおこなうが十分な効果をあげず、営料の未回収や地子の未納という事態がおこっているのである。

以上、池守、広人、鳥などの「所」のあり方をみてきた。全体として、足羽郡諸庄において、支配体制として「庄所」―「所」という体制がとられていたことは確認してよいであろう。それとの関連で坂井郡桑原庄についてもみておきたい。勝宝九年度庄券によるとこの年の収納稲七千余束が「庄所西一板倉」に二千束、「南板屋」に三千八百束、「北板屋」に千三百余束、分散収納されたことが記されている。足羽郡諸庄が庄所―所という体制をとっていることと対比した場合、桑原庄でも複数の「所」が現実の経営単位として機能していたことが当然考えられる。そうなると、この「板屋」「板倉」は庄所に設置された倉であるが、それぞれの倉は桑原庄を構成する「所」からあがってくる稲を収納する倉としての機能をもっていた、とみるのが可能である。もし、以上の推測がただしければ、桑原庄は既耕田をそれぞれ、九、一町、一七、一町、七、一町ふくむところの三箇の「所」から構成されている、ということになる。

このようにみてくると、足羽郡諸庄と桑原庄とは基本的に同一構造をもつ庄園ということになり、両者における庄所と所との関係は収納機構―所とそうえにたつ統一的な勘受機能をもった収納機構―庄所との関係として把握するのがただししいものと考ええる。さきにかかげた生江息嶋解にもどると、この解は庄責任者の一人（桑原庄とちがい田使的存在は複数存在した）としての彼が各年度の庄の収支報告を年があけて次年度耕作が組織される前後におこなったもの（この点では桑原庄とまったく同じ）なのである。

最後に研究史上でも決着のついていない問題の一つ、これら一連の文書の対象になっているのはどの庄園であるか、についてみておく。従来、①対象になっているのは道守庄とする説<sup>⑮</sup>、②道守庄をふくめた東大寺の足羽諸庄全体とする説<sup>⑯</sup>、③東大寺の支配する庄園を対象としているのではなく安都雄足の支配する庄園とする説<sup>⑰</sup>がだされている。

このうち①説は「所」が賃租経営をおこなっているということを前提に、「所」に蓄積されている稲をその年度の租・

地子分とみなし、そのことから広人所の既耕田面積三五町、池守所二二町であるとし、これだけの既耕田面積をもつのは道守庄以外に考えられないとしている。しかしすでにみたように、広人所と池守所の既耕田面積は一五町と九町とみなすべきであり、これならば必ずしも道守庄ではない他の庄園でもありうる面積であり、①説の論拠はなりたちえない。また③説について、田使が造東大寺司に提出した桑原庄券とこの息嶋解がことなっており、とくに同じ経営情況の報告であるとはいえ、桑原庄券が全庄を一括して計算しているのにたいし、息嶋解は「所」を単位にした計算をしており、息嶋解の対象となっている庄園が東大寺諸庄ではない可能性は否定できない。しかし桑原庄券方式の収支報告が東大寺諸庄で一般的におこなわれていたのではなく、息嶋解方式の収支報告が東大寺諸庄でおこなわれていた可能性も否定できないし、さらに息嶋解以下この一連の文書にあらわれる人々がいづれも東大寺諸庄にふかくかかっていたことも無視できなからう。さらに②説については、これといった難点はないがきめ手はやはりない。

全体としての説が妥当であるか、きめ手がないといわざるをえぬ。しかしより重要なのは、この一連の史料でしめされる庄園と桑原庄との経営のあり方は、営田方式がとられていたこと、「所」を単位にした経営がおこなわれていること、では基本的に同一であるということである。このことから、たとえ③説をとったにせよ、道守庄などをふくんだ足羽郡の東大寺諸庄でも、庄所―所という支配体制がとられていたこと、この「所」を単位にした経営では営田方式がとられていたこと、については動かないものとみてよいものと考ええる。

- ① 桑原庄券をふくむ一連の初期庄園関係文書の全体については、拙稿「八世紀における庄園の形成と展開―東大寺諸庄の場合―」（『徳島大  
学学芸紀要』二九号）で整理した。
- ② はじめに註⑤。
- ③ 「越前国東大寺領莊園における「所―藤葉所を中心にして―」（『日  
本史研究』一六六号）。
- ④ はじめに註③。
- ⑤ 『大日本古文书編年文書』四一三五九頁。
- ⑥ 宝字四年三月廿日西師池守解（同四一四一四頁）。
- ⑦ (三三三三東÷二一一一東)×九町。
- ⑧ 室野氏前掲論文。
- ⑨ この出挙の対象はかならずしも当該の田地にかかわるものでなく  
よ。
- ⑩ この出挙運用については恒常的なものではなく、運用すべき程が



現地に存在する場合にのみ、たとえば管料が予定以下しか必要とせず現稲に余裕ができた場合にのみ、おこなうということであった可能性がある。広人所であらわれる出挙稲運用が池守所であらわれていないのも、そのことをしめす。

⑪ 同四一四一五頁、四一六頁。

⑫ ここでの新田買入れは、当該「所」の管轄する区域内に存する第三者の墾田の買入れとみるのが妥当である。またこのような費用を投入した新田開発や買入れも灌漑設備が不十分な場合は従来からの田地を

もふくめて危険にさらされることになるのは桑原庄でみた通りである。

⑬ 宝字元年度の桑原庄荒田（既耕田）を三二、三町として計算した。

⑭ 藤井氏前掲論文三(3)「取取構造と人的構成」を参照。

⑮ 室野信男氏、藤井一二氏。

⑯ 松原弘宣氏。

⑰ 小口雅史氏「安都雄足の私田経営」『史学雑誌』八九編一、二号史学会大会報告記事。

### 第三章 広耳寄進墾田の経営

次に問題になってくるのは広耳寄進墾田の経営のあり方である。岸氏は寄進以後の広耳墾田では広耳による一括賃租がおこなわれており、かつ造東大寺司―広耳―耕作農民という体制のうち広耳と耕作農民との間の関係も賃租の関係とみられているのであり、桑原庄の経営が東大寺が耕作農民を直接に公田賃租方式で組織しているのと対照的な経営方式をとっている、としている。しかし、桑原庄経営が賃租方式をとっているとはいえないことはさきにもみた通りである。そこであらためて広耳寄進墾田の経営のあり方についてみなおしていききたい。

広耳寄進墾田は坂井郡大領品治部公広耳が宝字元年に東大寺に寄進して成立したものである。関連史料には、①寄進の際の田地坪付、宝字元年閏八月一日越前国司解<sup>①</sup>、②神護二年の東大寺諸庄の大規模再編にさいしこの寄進田が一円化されたときの坪付、神護二年一〇月二日越前国司并東大寺田使等解案<sup>②</sup>、③桑原庄関係文書のなかに混在している寄進時点での地子をめぐる問題についての文書、宝字二年正月一二日坂井郡司解<sup>③</sup>の三点である。

まず③を中心にこの一〇〇町にのぼる墾田の経営のあり方について分析していききたい。

右、被去天平宝字元年九月十四日符傳、寺家所進墾田一百町之地子進上者、謹依符旨可進、雖然、以同年四月廿日所進、此以同年

閏八月廿日寺使所遣子細、校寺家田定畢、今<sup>b</sup>當田貴賤、元春三箇月之間、苗子下共競作為常、而所進田一百町、此者苗子下畢、過競作時後進、亦寺財校治賜時後、以是<sup>d</sup>元年之地子所進不堪、望請、始當年將進地子……………

この解状は造東大寺司が寄進田の宝字元年度の地子を進めるよう命じたことにたいする広耳の返答としてなされたものである。従来の研究史をみると、吉田晶<sup>④</sup>、吉村武彦<sup>⑤</sup>、荒木敏夫の諸氏はb部分について、東大寺に寄進がなされた宝字元年においては、寄進以前である春三カ月の間に田主たる広耳に耕作農民が対価を支払っている、すなわち「賃価」による耕作労働の組織がおこなわれているという意味であるとし、それゆえにd部分で広耳は宝字元年度の地子を造東大寺司に上納できない、とのべているものととらえるべきであるとしている。さらに吉村氏はこれを発展させ、一〇〇町の墾田については広耳時代には賃方式での経営がおこなわれていたのが東大寺に寄進されてからは地子方式（収穫後に収穫の一部を支払う）に変化した、としている。

しかし以上の解釈については、第一にb部分とd部分とをむすびつけて解釈し、c部分のもつ意味およびc部分とb・d部分との関連性について十分注意をはらっていないこと、第二にこの墾田は賃租の方式で経営されているという大前提に拘束されているためもある。b・c部分にあらわれる「寺財」「競作」などの用語の意味のほりさげという点で不十分があること、が指摘される。

以下、この点をふまえて解状の内容をみていくが、まず「競作」「寺財」の意味について、c部分をとりあげ、ほりさげてみたい。最初に「競作」について。この用語はb部分にもあらわれるが、このb部分の「競作」の解釈をめぐって、荒木・吉村両氏は耕作地を借耕するにあたっての耕作者相互の争いとすることにたいし、増田氏は<sup>⑦</sup>増田氏に増田氏は増田主体相互の耕作労働力確保をめぐる争いであるとする。これについては、増田の貴賤が競作を常となす、となっており、増田の貴賤という表現からいってこれを借耕者とみるのは無理である。b部分・c部分とも、増田説でしめされているように諸層（貴賤）から成りたつ増田主が借耕者の確保をめぐって争っている、とするのが「競作」の内容として妥当であると判断する。

次に「寺財」について。a 部分には、一〇〇町の墾田に広耳が宝字元年の一〇三月段階で借耕者の組織をし終わった後の四月にその田地の東大寺への寄進という話をはじめ、その年の八月に確定していることが記されている。そしてc 部分はこのように中途の時期に寄進がなされたために、寄進対象になった田地にはすでに「苗子」がくだされてしまっていること、さらに「寺財」を「校治」しそれが在地におりてくるのも「競作」をすぎた後であったこと、を指摘しているのである。このc 部分にあらわれる「寺財」について、従来の研究史でもとりあげられていないが、「財」とあるので田地耕作に必要ななにか具体的なものさをしていると思われること、「寺財」が在地におりてくるのは「苗子」をくだすことが完了した後であることが強調されていること、からみて、造東大寺司が寄進された一〇〇町の墾田を営田方式で経営していく際に必要な経費 $\parallel$ 年間営料、とみるべきであると考える。また、「校治」は一〇〇町にどれだけの営田が必要かを確定することを意味すると考える。

このように「寺財」を営田経営という観点から解釈した場合、c 部分全体の意味は無理なく把握できる。すなわち、c 部分で広耳は、この墾田一〇〇町については、営田方式つまり営料を準備してそれで耕作労働を組織するという方式で一〇三月段階に他の営田主と競合しつつ耕作を組織（「苗子」をくだす）しおわっているものであり、東大寺への田地寄進および造東大寺司による営料の準備と投入は、広耳のこのような組織化完了の後になされたものであるということ強調しているのである。

c 部分を以上のように把握すれば、b・d 两部分の意味もより明確になる。まずb 部分は墾田耕作は田主が王臣家・神社であると在地の豪族、農民であるを問わず春三箇月の間に耕作労働力を営料を投入して組織するのであり、耕作労働力の確保をめぐっては営田主相互の間に競合状態が発生するのを常とするという意味である。そして広耳の主張の根幹をなすのがd 部分であるが、ここでは造東大寺司の営料準備以前に自からが営料を投入して耕作労働を組織した以上その秋において営料を回収するのはもとより、利潤分である地子も広耳に取得させるべきであり、造東大寺司が地子を取得する

第四表⑨

	場 所	筆数	面 積
①	西北二条九里を中心とした地域	44	24町3反310歩
②	西北十一条十四里を中心とした地域	22	11. 9. 034
③	西北七条四里および三里の地域	7	3. 5. 125
④	東北二条五里六里および二条五里六里地域	13	5. 8. 058 *
⑤	西南一条四里の地域	10	3. 5. 009 *
⑥	細沢村二条三里四里の地域 **	10	6. 4. 276
⑦	細沢村三条二里三里の地域 **	7	3. 9. 184
計		113	59. 5. 276

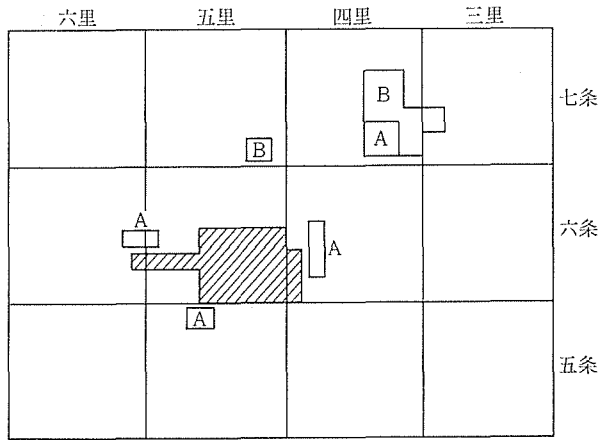
のは、造東大寺司が現実に営料を投入して耕作を組織することになる宝字二年度からにすべきである、ということ、b、c部分をつまえて主張しているのである。

以上、③史料の分析から、広耳の墾田についても賃租方式による経営がおこなわれていたとみるのではなく、桑原庄や足羽郡諸庄と同じように営田方式による経営がおこなわれていたとみる方が妥当であることをあきらかにしてきた。そのことをふまえて、寄進以前におけるこの墾田すなわち八世紀中期の在地豪族の私墾田、の経営情況、および寄進以後の造東大寺司による経営情況について、その特質をみておく。

まず広耳時代の情況について、史料①に記載された一〇〇町の墾田は坂井郡一円に散在しているとされてきた。ただ注意すべきは、その分布情況を仔細にみれば、一定以上の筆数が同一地域に集中している場合がおおいことである。すなわち、西北二条九里を中心とした一地域に四四筆二四町三反余が集中しているのをはじめとして、筆数にして七筆以上面積にして三町以上の墾田が集中している箇所が七箇所存在し、それらに約六〇町の墾田が集中しているのである（第四表）。おそらく広耳墾田の経営はこれらの墾田集中地区一つ一つを基本単位にし、その基本単位ごとに営料の準備と耕作農民の組織化がおこなわれるのであり、散在墾田は基本単位のいづれかにくみこまれるという形をとったものとみてよいものと考ええる。

このような教町から二十町程度までの広がりをもつ一つの地域を単位とした墾田の開発と経営ということは、当時の坂井郡では広耳墾田にかぎらず広くみられるようである。その一つの例が東大寺寺

第一図



斜線部分……口分田集中地域（子見庄域）  
 A 部分……東大寺寺田  
 B 部分……広耳墾田

図である。すなわち、西北六条五里を中心に口分田と寺田が集中的に存在し、そこからややはなれた七条三里、四里に広耳墾田（第四表③地区）と東大寺寺田が集中して存在する。そして七条四里にある東大寺寺田は在地の豪族、上層農民が開発したものを買得・寄進などで東大寺が手にいれたものとみてよいから、この地域の墾田開発は少くとも二つの主体によっておこなわれた、とみるべきであろう。おそらく前掲第四表の七箇の地域も広耳単独ではなく、複数の在地豪族・上層農民層が一面で協力し一面で競合しつつ作りあげていった田地が多かったのではないかと考える。

田である。この寺田は神護二年に田宮庄内の口分田と相博される田で、勝宝元（七四九）年から神護二年にいたるまでの間に在地の豪族・農民が開発した田地を東大寺が買得、寄進により手にいれたものと考えられるが、それは八箇坪四町二反余の集中した墾田群をなしているのである。つまりたんなる切りぞえ式の開発もおこなわれていたにせよ、それとやらんで集中した規模の大きい墾田開発が公田部分外部で在地の豪族・農民を担い手に広汎に進行しているのである。

さらにそれとの関連で、第四表の③地区についても注目したい。

この地区は東大寺の子見庄に近接して存在する。子見庄は勝宝元年の一斉野占により成立し神護二年に再編をうけるのであるが、この間その庄域内に口分田が多く存在し、神護二年にそれら口分田が庄内外の東大寺寺田と相替され寺田化することで一円化が完成するのは田宮庄と同じである。第一図は神護二年直前の子見庄周辺の概念

そして以上のようなさまざまな形での公田部分外部における開発・経営の展開をささえる労働力は共同体内の一般班田農民層が主力をなしており、彼らは開発・営田の労働力として動員されていくのであるが、このように共同体内のかぎられた労働力を組織しての開発・営田が広汎に展開していくことになれば、その労働力の確保をめぐって組織する側―開発・営田主体の側、相互に対立もあらわれるし、また少ない労働力を徹底的に利用しようとして口分田耕作にも支障をきたすような状況がおこってることが当然考えられる。まして七五〇年代になると中央の王臣家・寺社が在地の豪族・上層農民層の開発成果を吸収する形で進出してきており、以上のような状況はますます増幅されているであろう。前掲の史料③のb部分にみられる営田主相互の緊張関係ということはそのことのあらわれであるとみてよい。また神護元（七六五）年に律令政府は墾田開発の禁止令をだすが、そのなかで「天下諸人競為墾田、勢力之家驅使百姓、貧窮之民無暇自存」<sup>①</sup>ということが指摘されている。貴賤すなわち幅広い諸層による開発と営田の展開が従来の共同体内の班田を中心とした労働力配置を変質させつつあるという事態が坂井郡だけでなく、全国的な規模で進行していることを律令政府は気づき、それへの対応策をだしているのである。

次に寄進以後における広耳墾田の経営のあり方について。史料③の分析であきらかなように、寄進直後に東大寺が営料を準備している。このことは東大寺の経営も営田方式でおこなわれようとしていることをしめすものであるが、これはさらにいうと、寄進後の広耳墾田の経営についても、造東大寺司―広耳―耕作農民という関係を想定し、かつ造東大寺司―広耳の関係を一括賃租の関係、広耳―耕作農民の関係も賃租関係として把握した岸氏の説が成り立たないことを意味する。おそらく、寄進後には田使が任命され、造東大寺司―田使―耕作農民という体制が、広耳時代の営田経営体制をそのままひきつぐ形でつくりあげられる。そして田使は営料を投入して農民を組織し、造東大寺司には地子分を上納するという体制をとったもの、とみてよいであろう。

① 『寧楽遺文』中巻七〇三頁。

② 『大日本古文書東大寺文書』二一五一―四。

- ③ 『大日本古文書東大寺文書』二一五〇四。  
 ④ 「東大寺領越前庄園について」(『歴史学研究』一六二号)。  
 ⑤ 「初期庄園における労働力編成について」(『原始古代社会研究Ⅰ』)。  
 ⑥ 「八・九世紀の在地社会の構造と人民」(『歴史学研究一九七四年度大会報告特集号』)。  
 ⑦ 増田氏はじめに註②論文。  
 ⑧ 史料①は前半部分が欠失しており、現実には一七二筆八五町余の坪付が判明する。  
 ⑨ この表は岸俊男氏の坂井郡条里復元図(岸氏前掲書三六三頁)に準

#### 第四章 初期庄園と営田経営——むすびにかえて——

従来の研究史において、八・九世紀の庄園経営には賃租経営と営田(直営)経営との二つの型があるとされてきた。具体的には、賃租経営とは耕作者がみづから営料を準備することで収穫の大半を取得し、収穫の五分一程度の価稱を耕地所有者に上納する経営であり、営田経営とは「経営の主体が耕地所有者であって、全収穫物が彼に帰し、耕作者は……その剰余分を耕地所有者によって直接取取される」<sup>⑩</sup>経営である、とされてきた。そして八世紀中期の東大寺の越前諸庄の経営はこの二つのうち賃租経営の方式でおこなわれている、ということは疑われることなく現在にいたっていることは先にみた通りである。

しかし前章までの分析で、越前諸庄および広耳墾田の経営の特質は営田主側の営料準備にあることはあきらかになつたと考える。その点でこれら経営を賃租の方式ということできらえないのであり、直営(営田)方式としてとらえる以外ないのである。ただ、田主側の営料負担と全収穫物の田主側取得との二点を指標にした直営方式の範疇のみでは、営田主が営料を準備しその営料をもちいて個別経営が耕営をおこなうというこれらの諸庄の経営をとらえきれないこ

⑩ 拠して史料①の各筆の分布情況を確定し、計算をおこなった(復元図の図示は省略。なお表中の\*、\* \*については、

\* 虫損のため面積のよめない筆が多く、この二地区の実面積はこれを相当上まわる。

\* \* 細沢村という独自条里は岸氏の復元図上には位置づけえないが、この両地区がそれぞれ一群の墾田群をなしていることは、まちがいない。

⑪ 前掲拙稿第二図「田宮庄概念図」を参照。

⑫ 『続日本紀』天平神護元年三月五日条。

ともあきらかであろう。その点でみておきたいのは吉田晶氏の佃(營田)經營論である。

吉田氏は「佃經營の本質的形態を、佃所有者乃至その代理者による監督のもとに單純協業を中心として営むものと規定し、これに対立するものとして佃耕作者の自家労働力を中心とした個別經營を考え、兩者の矛盾の展開のいくつかの段階を類型的に把握する<sup>②</sup>」としたうえで、佃を初期佃、請作佃、名役佃、平田佃の四段階に区分する。そして、初期佃について、その典型を弘仁公營田にもとめ「正長の監督下に單純協業を主とする經營がいとなまれ、労働力にたいしては食料及び佃功を給し、全收穫物に対する佃所有者の所有管理権をみとめる」<sup>③</sup>經營であるとし、請作佃についてはその典型を元慶官田にもとめ「佃經營が個別經營に委ねられ、佃經營主は営料を支給して一定の収入を得るに止まり、公定穫稻数との差額は個別經營主の所有に帰する」<sup>④</sup>經營であるとする。

吉田氏のこのとらえ方は、それまでのように營田(佃)經營について營田主側の営料準備を營田主側の全收穫物取得にそのまま結びつける、すなわち耕營主体は營田主であり、そこで働く農民はたんに駆使される労働力(有償・無償いづれにせよ)にすぎない、ということと固定的にとらえることを否定し、営料を營田主からあたえられた個別經營がその営料をもちいて耕營の主体となるような經營の方式、その際經營の結果として生みだされる收穫稻についても「佃所有者の一元的な所有管理権も存在しない」<sup>⑤</sup>方式、をも營田方式の一環として把握しようとするものである。

そして、このような營田方式をより幅の広いものとして把握することによってはじめて従来の賃租・營田(直營)の二区分法の枠のなかにはおさまりきれなかった越前諸庄にあらわれている經營の方式を營田方式のなかに位置づけうる(吉田氏のいう請作佃)。ただ、このように越前諸庄の經營方式を營田方式のなかに位置づけるといふ観点からみた場合、吉田氏説にはいくつかの問題がでてくるので、それについて分析し、かつそれを通して八・九世紀の營田經營のあり方全体についてまとめておきたい。

吉田氏説の第一の問題点は、八世紀中期の庄園經營は賃租方式を主軸にしておこなわれており、營田方式は八世紀末に



なつてあらわれるという定説をそのままひきついでることである。八世紀中期の庄園経営は吉田氏の観点からいって菅田方式の範疇にふくまれるものであり、その点で菅田経営は八世紀末になつてはじめて展開していくものではないことは今までみてきた通りである。

吉田氏説の第二の問題は、初期佃を九世紀前半の弘仁公菅田で代表させ、請作佃を九世紀後半の元慶官田で代表させていることである。弘仁公菅田についていうと、太宰府は公菅田の計画にさいし中田の標準穫稲量である町別四〇〇束（肥後国は四六〇束）の収奪ということを設定している。しかしこのことは太宰府が全収穫物の収奪を前提とした菅田計画をたてている、ということの意味しない。それについて官田（屯田）経営の推移との対比で考えてみる。

官田は畿内に設置された供御食料田である。その経営法は養老田令役丁条には「凡官田<sub>レ</sub>屯<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>丁<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>処、毎<sub>レ</sub>年宮内省、預准<sub>ニ</sub>来年所<sub>レ</sub>種色目、及町段多少<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>式料<sub>レ</sub>功、申<sub>レ</sub>官支配、……其田司、年別相替、年終省校<sub>ニ</sub>量<sub>レ</sub>収穫多少<sub>一</sub>、附<sub>レ</sub>考褒貶<sub>⑥</sub>」となつており、宮内省が直接田司を派遣し経営にあたらせることになつている。しかし、この経営方式は神護景雲二（七六八）年を境に変化するようである。すなわち、『集解』役丁条の釈説に引用されている同年二月二十八日官符に「菅<sub>ニ</sub>造官田<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>当时長官一人<sub>一</sub>、主<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>佃、町別定<sub>ニ</sub>稲五百束<sub>一</sub>也<sub>⑦</sub>」とある。この官符により、この年に官田経営の主体が国司に移行したことが確認できるが、より注意したいのは菅田主側が取得すべき稲が五百束に固定されていることである。さらにそれと関連して、延喜民部省式に「凡官田者……其<sub>レ</sub>菅種料<sub>ニ</sub>稲町別一百五十束、所<sub>レ</sub>獲苗子五百束……」とあるように菅料も固定している。この菅料の固定化の時期は明確ではないが、収穫稲の固定化と同時期とみてよいものと考ええる。つまり、景雲二年以後の官田経営においては、経営責任者は国司であり、かつ菅料と収穫稲は固定したものとなつていたのである。問題は景雲二年以前の経営方式はどうであつたか、である。まず収穫稲については収量の多少が田司の考課の対象になつていふことにしめされるように、諸要因により収量は変動するが収穫稲のすべてが菅田主側に取得される体制になつていふことはあきらかである。さらに菅種料については「依<sub>レ</sub>式料功」とありこれについて『集解』所引の古記では「依<sub>レ</sub>式

料<sup>レ</sup>功、謂作<sup>ニ</sup>一町一人功若干、定申也」（町別の人功が若干ときめられている）、釈説では「依<sup>レ</sup>式料<sup>レ</sup>功、式別式也」（式は別式をさす）となっており<sup>⑨</sup>とみているところからみて、景雲二年以後におけるように明確に営料が固定されているのではなく、一定の範囲は規定されていたにせよ必要に応じた営料の投入がなされていたものと考ええる。つまり全体として、景雲二年を境に官田の経営は必要に応じた営料の投下と全収穫物の収奪という体制から、固定的な営料の投下と固定的な穫稲の収奪という体制に移行したとみてよいのである。

景雲二年以後における五〇〇束の穫稲というのは、上田の標準穫稲量に同じであり、耕作者は全収穫物をほぼ全部営田主側に取得されるということになり、その点では景雲二年以前とあまりかわらない状況であった可能性が大きい。しかし、重要なのは高いとはいえ耕作者の上納すべき量が固定したことであり、これは耕営の主体が個別経営に移行する条件を作ったことを意味する。そして、この固定化が営料の固定化および営田主体の国衙への移行とあわせておこっているところからみて、この景雲二年の段階で耕営主体の個別経営への移行、すなわち初期佃の方式から諸作佃の方式への移行がなされたもの、とみてよいものと考ええる。

弘仁公営田にもどると、ここでの情況は神護二年以降の官田と基本的に同じ情況にあると考える。太宰府が穫稲量を四〇〇束というところで固定的に計算しているのは、公営田の耕営は個別経営にゆだね、そこから高斗代の穫稲を収奪することを前提にしていることをしめすのであり、決して全収穫物の収奪を前提にしているのではないのである。その点で公営田の経営も諸作佃の範疇でとらえるべきものなのである。

吉田氏説の第三の問題は、第一第二の問題と深くかわるが、八世紀中期段階の営田経営のより豊かな展開を見落していることである。具体的にいうと、景雲二年以前の官田経営は初期佃の方式として把握しよう。またそれ以後の官田経営は営料・上納量が固定化している点で諸作佃の一つの形態として把握しよう<sup>⑩</sup>。さらに八世紀中期の越前の初期庄園においては営田主は営料を投入して地子分を取得しており、これを諸作佃の一つの形態として把握しよう。つまり、八世紀中期

には営田経営はより豊かに展開しているものであり、全収穫物の収奪という方式をとる初期佃から、標準穫稲量の収奪から地子分収奪にいたるまでのさまざまなタイプをふくんでいる請作佃にいたるまでが、同時に存在しているのである。

以上、吉田氏説をふまえて営田経営についてまとめると、①営田経営は営田主が営料を投入し、したがって秋取時にはその営料分をふくめて耕作農民から収奪する経営である。②吉田氏をのぞくと一般的に種子農料の営田主側負担と全収穫物の営田主側の取得とを営田経営の指標としているが、営田経営の指標は種子農料(営料)の営田主側負担という点にのみまとめられるべきものである。③収穫物の営田主側取得については、全収穫物の取得から地子分取得にいたるまで大きな幅があり、これは吉田氏の指摘のように営田主とそのもとのにおける耕作農民との矛盾の展開としてとらえうる。④吉田氏の営田経営の四段階区分のうち、初期佃と請作佃が営田経営の本来的な段階の経営であり、理念的には前者から後者への展開ということが貫徹されるが、現実の問題としては八世紀中期には後者が広汎に展開しており、しかも営田主の取得分が前者とほとんど変らないものから地子分相当取得にいたるまで、さまざまな形態が存在する。⑤八世紀中期の東大寺の越前諸庄、および広耳など在地豪族の大規模墾田も賃租の方式ではなく、営田の方式のうちでも請作佃の方式で経営されている。

以上のようなものとして営田経営を規定したうえで、八世紀中期段階の越前諸庄および広耳墾田の経営についてまとめをおこなっておきたい。

①、桑原庄および足羽郡諸庄(それにより代表される勝宝元年の一斉野占で成立した諸庄)については、④各庄園における経営および収納の基本単位は「所」であり、「所」はその内部に墾田、未開地、他者墾田をふくみ、その責任者には在地の豪族ないしは中央派遣の下級官僚がなっている。②「所」を単位とした開発・経営は営田主である東大寺が営料を準備し、それをもって個別経営としての農民を開発・経営に組織していく、という方式でおこなわれている。③各「所」内の既耕田は判明するかぎりでは九一七町であり、これらは開発ないしは他者墾田の買入れということで蓄積されてい

く。③各「所」を庄園全体として統轄しているのは庄所であり、庄所の責任者が田使（複数の場合もある）であり、田使は「所」を通じて耕作農民を組織し、造東大寺司にたいして庄田の地子を上納する義務をもっている、という四点にまとめうる体制をとった経営をおこなっている。

②、広耳墾田について、寄進以前の広耳墾田は共同体内部における在地豪族の大規模墾田経営の典型例として把握しているが、そこにおける経営は営田経営の形をとってなされている。そして寄進後においても、広耳にかわって営田主になった東大寺が春時に営料を準備するという方式をとっており、寄進後の体制も、造東大寺司―田使（庄所）―所―耕作農民という、桑原庄、足羽郡諸庄にみられるのと基本的には同じ体制をとっていた、とみてよい。

③、以上にあらわれている経営形態では、営田主（またはその代理人としての田使）は準備した営料をもちいて個別経営を耕作に組織し、次年度分の営料を確保するとともに、田品に対応する地子相当額を利潤として確保することを目標としている。この経営は営田経営、とくに請作佃段階の営田経営として把握しうる。従来の研究史が越前諸庄や広耳墾田に代表される八世紀中期の初期庄園および在地豪族の墾田の経営方式を賃租の方式として把握してきたことは、以上のことからいってあやまりであると考ええる。

④、以上のようにみることで、従来八世紀中期の庄園の経営は賃租の方式がとられているとされ、営田経営の方式をとっている九世紀の庄園とは異質なものととして両者きりはなされて論ぜられてきたことについて、根本的な見なおしをせまられることになる。従来の研究史では八世紀の庄園から九世紀の庄園への移行は、経営面においては賃租経営から営田経営への移行として把握されてきた。しかしこのように把握すると、営田経営は八世紀末から九世紀初頭にかけて庄園経営上では成立してくととらえることになるのであり（事実研究史上ではそうなっている）、それは原秀三郎氏が指摘しているように、「農民にとって」すでにより有利な関係としての賃租が権利として獲得されている以上、逆行的なものといわざるをえない<sup>①</sup>のである。しかるに、八世紀中期以後九世紀にかけては、百姓墾田の蓄積（開発の進行）および塩・材

木など社会的分業面での諸生産活動がめざましくなっていく時点である。そのなかで一般的に農民諸層が庄田耕作にさいし自分で営料を準備できていたのにできなくなるといふ逆行現象の存在を想定するのはいかにも無理がある。その点で八世紀中期の庄園の経営を営田経営としてとらえることで、この展開過程を賃租経営から営田経営への移行という不自然な過程としてではなく、営田経営そのものの展開過程としてとらえることになり、不自然な事態を想定する必要はなくなるし、かつそのことが八世紀庄園と九世紀庄園との統一的な把握の不十分さを克服する第一歩になりうるものと考ええる。

そのようにみてきた場合、当然この展開過程すなわち開発・社会的分業諸面での活動の展開のなかでの耕作農民の個別経営としての成長にもとづく営田主（庄園主）と耕作農民との間の矛盾の展開、の具体的な情況が分析されねばならぬことになる。しかし、本稿では、八世紀中期の庄園経営が営田経営として把握しうることの確認にとどめ、それ以後については別に考えたい。

- ① 菊地康明氏『日本古代土地所有の研究』五一―五二頁。
- ② 「佃経営に関する二・三の問題」(『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収) 七六一頁。
- ③ 同上論文七七一頁。
- ④ 同上論文七六九頁。
- ⑤ 同上論文七六七頁。
- ⑥ 『新訂増補國史大系律・令義解』一一四頁。
- ⑦ 『新訂増補國史大系令集解』三七九頁。
- ⑧ 『新訂増補國史大系交替式弘仁式延喜式』五七四頁。
- ⑨ 本章註⑦に同じ。
- ⑩ 官田（屯田）および初期庄園の経営と関連して、公田の経営についてふれておきたい。鎌田元一氏は「公田賃租制の成立」(『日本史研

究』一三〇号)において、養老田令公田条の大宝令文には「送太政官」のことが明記されていたこと、すなわち公田賃租の地子稲は令制当初より一貫して太政官の費用にあてられていたとみるのが妥当であることを論じていくなかで、大倭国正税帳をもちいて、確保された地子稲穀が太政官に納められるにいたるまでの全体的な動きを、屯田稲穀の動きと対比させつつ分析し、①毎年の地子稲は収納と同時にすべて軽貨に交易し、あるいは春米として太政官に送進するのではないこと、②収納された地子稲は国司の管理のもとにおかれ、一定の必要量に応じて京進されるものであること、③その残稲は国衙において正税とは区別されて貯置されていること、の三点を指摘している。ここにみられる地子稲の動き、すなわち一旦国司のもとに収穫稲が集中されること、および残稲の存在が想定されていることは、国司(国衙)を

田使（庄所）と読みかえてみればあきらかなように、東大寺の越前諸庄における収穫稲の動きと基本的に同じである。さらに官（屯）田の経営方式との関連について、鎌田氏は大倭国正税帳にあらわれている屯田稲穀に関して、①屯田の稲穀は収穫後ひとまず国衙の倉に収納されること、②京進は大政官符をうけた民部省の命令でおこなわれるが稲穀のすべてが京進されるのではないこと、を指摘している。この指摘にもとづくと、官（屯）田経営は、田使が管料の投下、回収および京進の結節点に位置するという基本的には初期庄園と同じ方式がとられていることになる。

このようにみてくると、初期庄園、官（屯）田、公田が同じ経営方式をとっているとすること、いいかえれば公田の経営も現実には管田の方式をとっていたとすることの可能性が浮び上ってくる。系譜的にみても公田と官（屯）田の起源は令制前の屯倉・田荘にもとめられるのであり、かつ鎌田氏が大宝二（七〇二）年以前の公田については田

領が中央から派遣され経営にかかわっていたのが、それ以後つまり大宝令によりその任務が国司に委ねられているところから「直営と賃租経営との差はあれ、（大宝令制下の屯田と）同様な形態が浄御原令制下の公田においても存在したのではなからうか」（同上論文八八頁）としているように、両者の組織形態の親近性も存在する。

以上の点から、公田の経営は令制下においては官（屯）田経営と収納量では大きな差異をもちつつも、現実の経営では管田方式をとっていたことでは共通しているという可能性を否定できないものと考えられる。ただ、これについては賃租そのものについて、より多角的な分析をしないと結論はでないのであり、ここでは可能性の指摘のみにとどめ、後考をまきたい。

⑩ 「八・九世紀における農民の動向」『日本史研究』六五号）七頁。

（徳島大学教育学部教授

The Idea and the Reality on the Turn  
from the *Yuan* 元 Dynasty to the *Ming* 明 Dynasty :  
the case of the *Yimen Zheng* family 義門鄭氏

by

Hiroshi Danjo

In 1366, disentangling the chaos at the end of the Yuan Dynasty, *Zhu Yuan-zhang* 朱元璋 founded the Ming Dynasty. He depended upon the landlord class in *Jiangnan* 江南. They supplied the human resources and the material support for the birth of Ming Dynasty. But after that, in order to affirm the power of the Dynasty, the government oppressed the landlords. In five scandals, thousands of landlords were purged.

Nevertheless, it was indispensable condition for the rule to cooperate with landlords. So whole of the landlords could not be neglected. There existed the conflict between the idea and the reality of the Ming Dynasty, represented by Zhu Yuan-zhang.

Taking up the Yimen Zheng family in *Jinhua* 金華, we examine what the landlord in Jiangnan was and how it reflected on the regime of Ming Dynasty in the course of the change from Yuan to Ming Dynasty.

The Management of Early Manors : the case of the  
Manors of *Tôdaiji* 東大寺 in *Echizen* 越前

by

Yukihiko Maruyama

It has been so far said that the manors of Tôdaiji in Echizen in the mid-8th century were sharecropped lands. But we can regard the management of *Kuwabara-no-shô* 桑原庄 in *Sakai-gun* 坂井郡 as the direct

one, if we investigate the management reports which were drawn up by *Tatsukai* 田使, the agent of Tōdaiji, and tell us the fluctuation of the yield and of the number of rice fields owned by Tōdaiji. This is true of the manors of Tōdaiji in *Asuwa-gun* 足羽郡, such as *Chimori-no-shō* 道守庄, because the *Sho* 所, the unit of exploitation and management of those manors, was managed directly. Furthermore, the manors of *Hiromimi* 広耳, a powerful family in Sakai-gun, were also under Hiromini's direct control.

Consequently, it may be said the early manors in the mid-8th century were on the whole managed directly.

## Luthers Auffassung vom landesfürstlichen Widerstandsrecht gegen den Kaiser

von

Ryoichi Nagata

Das verfassungsgeschichtliche Ergebniss der deutschen Reformation ist die Entstehung des Landeskirchentums. Im Verlauf von der landesfürstlichen Einführung der Reformation stand Luther, der sich immer als führender Theolog mit ihren theologischen Begründung befaßte, drei große theoretische Probleme bevor: 1) die Ablehnung des Papsttums, 2) die Gewährung des landesfürstlichen Kirchenregiments und 3) die Bewilligung seiner Landeshoheit gegen den Kaiser. Obwohl ihm die "Allerpriestertums-" und "Notbischofstheorie" bald leicht die erste und zweite Schwierigkeiten beseitigte, blieb doch die dritte noch länger ungelöst. Es ist unsere Aufgabe, vom oben erwähnten Gesichtspunkt aus zu erörtern, wie sich Luthers Auffassung vom landesfürstlichen Widerstandsrecht gegen den Kaiser verwandelte, entsprechend der Forderung der Reformationspolitik. Trotz seiner früheren Absage hat er das Widerstandsrecht im Jahr 1530 stillschweigend geduldet und schließlich im Jahr 1539 mit der theologischen Erklärung begründet. Die Verspätung seines Begründungsprozesses liegt vornehmlich die Eigenartigkeit der Gedankenstruktur Luthers als "Zwei-Reiche-Lehre" zugrunde.